

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	法令番号	平成19年第112号	
手続名	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し	根拠条項	第24条	
処分基準	<p>第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第十二条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>二 前条の規定による指示に違反したとき。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなければならない。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>建築住宅課</p>	<p>交付機関</p> <p>建築住宅課</p>